

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 （略）</p>	<p>（法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 （略）</p> <p><u>（法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p>第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p><u>(1) 非常勤職員が養育する子について、当該非常勤職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日において育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月に達する日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合</u></p>
<p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第2条の4 （略）</p> <p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第2条の5 （略）</p> <p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において保</u></p>

(7)・(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

育を受けること又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを行っているが、当面その保育の利用ができないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7)・(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育の利用の申込みを行っているが、当面その保育の利用ができないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育の利用の申込みを行っているが、当面その保育の利用ができないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子

	について育児短時間勤務をしなければその 養育に著しい支障が生じることとなったこ と。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第11条の改正は、公布の日から施行する。